



# 経理の窓 9月号

平成25年9月1日号

日没の時間が早くなり、涼やかな風が、日中の厳しい暑さを癒やしてくれます。  
異常な気象だった夏、お変わりありませんか？

今月の税務

法人税：7月決算法人の確定申告と納付

## 確定申告が間違っていたときは

### ◆ 税額を多く申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を多く申告していたことに気付いたときは、「更正の請求」をして正しい税額への訂正を求めることができます。請求内容が正しいと認められたときは、正しい税額に減額されます。

【手続き】 更正の請求書に必要事項を記入して、納税地を所轄する税務署長に提出します。  
更正の請求書は、国税庁のホームページからダウンロードできます。

【期間】 平成23年分、平成24年分 … 法定申告期限から5年以内

### ◆ 税額を少なく申告していたとき

確定申告書を提出した後で、税額を少なく申告していたことに気付いたときは、「修正申告」をして正しい税額に修正します。修正申告によって新たに納める税額は、修正申告書を提出する日（納期限）までに、延滞税と併せて納めます。

【手続き】 修正申告書に必要事項を記入して、納税地を所轄する税務署長に提出します。  
修正申告書は、国税庁のホームページからダウンロードできます。

【期間】 修正申告は、税務署長から更正を受けるまでは、いつでもできます。  
延滞税のほかに、加算税が賦課される場合があります。

### ◆ 確定申告を忘れていたとき

確定申告をしなければならないのに、確定申告を忘れていたときは、できるだけ早く申告を

申告の必要があるにもかかわらず、確定申告しなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。税務署長が決定を行う場合や提出期限に遅れて申告した場合には、加算税が賦課される場合があるほかに、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければなりません。

## 税務手続について～国税通則法等の改正～

平成23年度税制改正において、税務調査手続の明確化等を内容とする国税通則法等の改正が行われました。（平成23年12月2日公布）

### 《主な改正事項》

#### 1. 税務調査手続（平成25年1月1日以後適用）

税務調査手続について、法令上明確化する。

- ①税務調査に先立ち、課税庁が原則として事前通知を行うこととする。ただし課税の公平確保の観点から一定の場合には事前通知を行わないこととする。
- ②課税庁の説明責任を強化する観点から、調査終了時の手続を整備する。
- ③納税者から提出された物件の預かりの手続きのほか、課税庁が帳簿書類その他の物件の「提示」「提出」を求めることができることとする。

#### 2. 更正の請求期間の延長等

（23年度税制改正法の公布日以後に法定申告期限が到来する年度について適用）

○実務慣行として行われてきた「嘆願」を解消する観点から、納税者が申告税額の減額を求めることができる「更正の請求」の期間（改正前：1年）を5年に延長する。

○併せて、課税庁による増額更正の期間（改正前：3年のもの）を5年に延長する。

○更正の請求範囲の拡大

「当初申告要件の廃止」や「控除額の制限」がある措置については、更正に請求により、適正に計算された正当額まで当初申告時の控除額を増額させることが可能とする。

#### 3. 処分の理由附記等

①全ての処分について理由附記を実施する（平成25年1月から実施）。

②現在、記帳・帳簿等保存義務が課されていない個人の白色申告者に対する理由附記については、記帳・帳簿等保存義務の拡大と併せて実施する（平成26年1月から実施）。

#### 4. 租税罰則（国税関係）の見直し（平成23年8月30日以後の違反行為について適用）

○故意に「納税申告書を法定申告期限までに提出しないことにより税を免れた者」を処罰する規定の創設

5年以下の懲役若しくは500万円（情状により脱税額）以下の罰金又はこれらの併科

（直接税及び消費税の場合）

有限会社たべい 電話043-422-5836 FAX043-422-5844

<http://www.tstabei.com>